

田や第 121 号
平成 30 年 4 月 19 日

田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町所在
指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所
実施法人（代表者）様

田辺市 保健福祉部長
（公 印 省 略）

田辺市指定居宅介護支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例第 5 条
及び田辺市指定介護予防支援等の基準等を定める条例第 5 条に規定する記録の
保存期間の解釈について

平素は、介護保険事業にご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から移譲され、また、
田辺市がみなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町から事務等を受託する形で共同実施する
ことにより、事業の基準に関しては、標記条例が基準となっているところです。

条例において、利用者に対する指定居宅介護支援（指定介護予防支援）の提供に関する
記録の保存期間については「その完結した日から 5 年間とする。」と規定していますが、そ
の解釈について、「介護給付費請求書等の保管についての一部改正について（平成 27 年 4
月 1 日厚生労働省事務連絡）」及び「介護報酬の請求に係る消滅時効の起算日について（平
成 14 年 3 月 1 日厚生労働省事務連絡）」に基づき、別紙のとおり整理しましたので、通知
します。

貴法人におかれましては、対象事業所への周知徹底をお願いいたします。

〒 646-0028 田辺市高雄1丁目23番1号

田辺市民総合センター内 田辺市 やすらぎ対策課 指導係